

多面的機能支払交付金は 地域の共同活動を支援します！！

- 農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（**多面的機能**）があります。
- 多面的機能が適切に発揮されるよう、**交付金により地域の共同活動を支援**していきます。
- 交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、それぞれの地域にあった取組に活用でき、必要な資材の購入や参加者の日当等に充てられます。

1. 支援内容

農地維持支払…①

農地法面の**草刈り**、水路の**泥上げ**、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・ **農業者のみの活動団体**
- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織



資源向上支払

（共同活動）…②

植栽による景観形成、**生きもの調査**、施設の補修などの共同活動を支援します。

（長寿命化）…③

老朽化した水路の更新、**農道の舗装**などの共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・ **農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織**



2. 対象となる施設

活動計画に位置づけた農用地および農業施設（用排水路、農道、ため池など）

3. 交付金の対象となる農地

農振農用地区域内の農用地（田・畑）を原則とします。

4. 支援対象となる農用地の面積に応じた交付金 ※1

地目	①農地維持 支払	②資源向上 支払※2、3 (共同活動)	①と②を取り 組む場合	③資源向上 支払※4 (長寿命化)	①、②及び ③に取り組む 場合※5
田	3,000	2,400 (1,800)	5,400 (4,800)	4,400	9,200
畑	2,000	1,440 (1,080)	3,440 (3,080)	2,000	5,080

※1. 10アール当たりの**上限単価**です。なお、交付単価は変更される場合があります。

(10アール=0.1ヘクタール=1,000平方メートル≒1反)

※2. 5年以上継続地区の②は、75%単価()を適用。

※3. ②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※4. 1集落上限200万円まで。要望額通り交付されない場合あり。

※5. ①、②及び③に取り組む場合の②の単価は、75%単価()を適用。

(参考) 10ha(≒10町)の田で、①の活動のみ取組む場合は上限30万円となります。

5. 取組の手順

※組織を設立する場合は**9月末まで**に担当課へ連絡をお願いします。

① 組織の設立 10月～3月

↓ 活動を実施する組織を設立します。

② 事業計画の作成 10月～3月

↓ 地域で取り組む活動について、事業計画を作成します。

③ 申請書類の提出 4月

↓ 事業計画について市の認定を受けるため、組織から市へ申請を行います。

④ 活動の実施 4月～3月

↓ 交付金を受け、事業計画に基づき、活動を実施します。

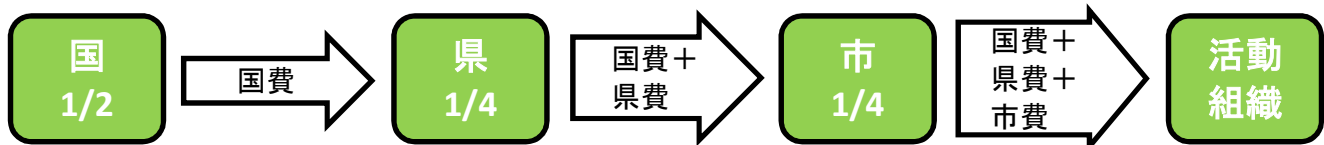
⑤ 活動の記録・報告 4月

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市に提出します。

6. 交付ルート

交付金は国から県、県から市に交付され、組織には市から交付されます。



7. 注意事項

多面的機能支払活動対象地区では、支援が重なることから、松阪市農業農村整備支援用原材料支給(重機貸出含む)は、支援対象外となります。

<問い合わせ先>

- 本庁管内…市役所産業文化部農村整備課 (電話：0598-53-4128)
- 嬉野・三雲管内…北部農林水産事務所 (電話：0598-48-3818)
- 飯南・飯高管内…西部農林水産事務所 (電話：0598-46-7114)